

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年5月14日

【中間会計期間】 第30期中(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

【会社名】 株式会社ストライクグループ
(旧会社名 株式会社ストライク)

【英訳名】 Strike Group Co., Ltd.
(旧英訳名 Strike Company,Limited)

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 荒井 邦彦

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目2番1号

【電話番号】 03-6848-0101(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 中村 康一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目2番1号

【電話番号】 03-6895-6196

【事務連絡者氏名】 常務取締役 中村 康一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第29期 中間会計期間	第30期 中間会計期間	第29期
会計期間	自 2024年10月1日 至 2025年3月31日	自 2025年10月1日 至 2026年3月31日	自 2024年10月1日 至 2025年9月30日
売上高 (千円)	8,951,156	9,737,209	20,314,153
経常利益 (千円)	2,440,088	2,709,620	6,341,778
中間(当期)純利益 (千円)	1,739,671	1,850,527	4,719,993
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	823,741	823,741	823,741
発行済株式総数 (株)	19,354,200	19,203,000	19,203,000
純資産額 (千円)	18,461,720	19,922,598	21,474,522
総資産額 (千円)	21,700,799	24,449,647	24,763,151
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	30.20	32.12	81.93
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)			
1株当たり配当額 (円)			180.00
自己資本比率 (%)	85.1	81.5	86.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	673,190	2,482,231	3,847,407
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	110,697	299,134	314,302
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,742,680	2,454,954	1,742,784
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	17,178,775	19,877,425	20,149,284

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため記載を省略しております。
3. 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1)財政状態及び経営成績の状況

経営成績の分析

当中間会計期間におけるわが国の経済は、インバウンド需要の定着や継続的な賃上げによる所得環境の改善を背景に緩やかな回復傾向が見られました。一方で、資源・原材料の価格の上昇に伴う個人消費の低迷、主要国の金融政策や通商政策の動向が為替相場や経済活動に与える影響等、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社の事業領域である中堅・中小企業のM&A市場は、経営者の高齢化が引き続き進む中で、後継者不在の中小企業が社外の第三者へM&Aによって事業承継を行う割合が増加しており、中長期的に拡大傾向にあります。「2025年版中小企業白書」によると、2024年に休業業・解散した約6万社のうち、およそ半数の企業は直前期の決算が黒字であり、貴重な経営資源を散逸させることなく、次世代の意欲ある経営者への事業承継を促進し、日本経済の持続的な成長につなげる取組が重要となっています。また、市場の新たな潮流として、事業承継の枠を超えた「成長戦略型M&A」が拡大しております。新規事業の創出やビジネスモデル変革、もしくは人材獲得を目的とした「時間を買う」ための戦略的投資としてM&Aを活用する動きが一般化しつつあります。加えて、政府が重要政策として掲げるオープンイノベーションの推進やスタートアップ育成が後押しとなっており、大企業や中堅企業がスタートアップ企業と連携する「イノベーション型M&A」が活発化し、M&Aは企業の持続的成長に不可欠な要素のひとつになってきています。一方で、行政等による制度整備の厳格化が見られました。業界自主規制団体である「M&A支援機関協会」を中心に不適切な買手を共有する「特定事業者リスト」の運用の活発化が進められています。2026年3月16日に中小企業庁により公表されました「中小M&A市場の改革に向けた方向性について」によると、個人の知識・スキル、倫理観を向上させる観点から、中小M&A支援に関する資格制度の創設が進められている状況です。また、これらの外部環境の変化を踏まえると、これまで以上にM&A支援に対しての質の高さが求められています。

このような環境下、営業面におきましては、前事業年度以前に増員したコンサルタントの戦力化を進めるとともに、チーム体制による組織的な営業活動を強化し、質の高いサービスを持続的かつ安定的に提供する体制整備に努めてまいりました。また、新規事業であるFA（ファイナンシャル・アドバイザー）事業やM&A戦略コンサルティング等の案件獲得に注力いたしました。

提携先との連携におきましては、提携先金融機関及び会計事務所等との人材交流を活発化し、協業によりM&A支援を行う体制の強化を行いました。

人員面におきましては、引き続き採用を強化しつつ、お客様の様々なM&Aニーズに対応できる人材育成を推進しています。

当中間会計期間における成約組数（ 1 ）は、133組（前年同中間期130組）、成約件数（ 2 ）は256件（前年同中間期249件）となりました。大型案件（1組あたりの売上が1億円以上の案件）の成約は、26組（前年同中間期23組）となりました。新規受託（ 3 ）は、636件（前年同中間期535件）となりました。

- (1) 成約組数：当社が仲介業務またはアドバイザー業務として携わったM & A取引数（ディールベース）。
- (2) 成約件数：当社が仲介業務またはアドバイザー業務としてM & A成約に至った契約件数（社数）。仲介業務の場合は1取引で売手1件、買手1件の計2件とカウントし、アドバイザー業務の場合は1取引で1件とカウント。
- (3) 新規受託：売手と仲介業務契約を新規に締結すること（アドバイザー業務の場合、契約を締結し、実質的に業務が開始されたこと）

当社の経営成績は、最終契約締結後から取引実行までの期間が長期化したことから当初計画通りの進捗とならなかった一方で、案件単価は向上したことから売上高は9,737百万円（前年同中間期比8.8%増）となりました。売上原価は、インセンティブ給与の増加やコンサルタントの増員に伴う人件費の増加により4,162百万円（前年同中間期比12.2%増）、販売費及び一般管理費は、営業関連による広告宣伝費等の戦略見直しを行った一方で、間接部門社員の人件費及び地方オフィス増床による地代家賃の増加等により2,875百万円（前年同中間期比2.6%増）となった結果、営業利益は2,699百万円（前年同中間期比10.7%増）となりました。これらの結果を受け経常利益は、2,709百万円（前年同中間期比11.0%増）となり、中間純利益は1,850百万円（前年同中間期比6.4%増）となりました。

当社の成約組数、成約件数、新規受託及び売上高の中間期実績と計画は次のとおりとなります。

	2026年9月期 中間期 (実績)	2026年9月期 (計画)	2026年9月期 (達成率%)
成約組数(組)	133	306	43.5
成約件数(件)	256	595	43.0
受託案件(件)	636	1,270	50.1
売上高(百万円)	9,737	22,523	43.2

(注)売上高につきましては2026年4月30日に公表いたしました連結業績予想の数値であります。

なお、当社はM & A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

財政状態の分析

(資産の部)

当中間会計期間末の流動資産は、前事業年度末に比べ366百万円減少し、20,783百万円となりました。これは主として、現金及び預金が271百万円、売掛金が249百万円減少したことによるものであります。

当中間会計期間末の固定資産は、前事業年度末に比べ53百万円増加し、3,666百万円となりました。これは主として、有形固定資産が67百万円減少したものの、投資有価証券や保証金の増加等により投資その他の資産が122百万円増加したことによるものであります。

(負債の部)

当中間会計期間末の流動負債は、前事業年度末に比べ1,277百万円増加し、4,313百万円となりました。これは主として、前事業年度末の未払賞与の支給等による未払金の減少により、流動負債のその他が1,296百万円減少したものの、賞与引当金が1,355百万円、短期借入金が1,000百万円増加したことによるものであります。

当中間会計期間末の固定負債は、前事業年度末に比べ38百万円減少し、213百万円となりました。これは長期未払金が38百万円減少したことによるものであります。

(純資産の部)

当中間会計期間末の純資産は、前事業年度末に比べ1,551百万円減少し、19,922百万円となりました。これは主として、利益剰余金が中間純利益により1,850百万円増加したものの、配当により3,456百万円減少したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、19,877百万円と前事業年度末と比べ271百万円の減少となりました。当中間会計期間での主な増減要因は、下記のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は2,482百万円(前年中間期は673百万円の収入)となりました。これは主に、未払金が1,193百万円減少したほか、法人税等の支払額が724百万円あった一方で、税引前中間純利益を2,709百万円計上したこと及び賞与引当金が1,335百万円増加したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は299百万円(前年中間期は110百万円の支出)となりました。これは主に、貸付けによる支出が160百万円に加えて、敷金等の差入による支出が34百万円、関係会社株式の取得による支出が30百万円あったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は2,454百万円(前年中間期は1,742百万円の支出)となりました。これは主に、短期借入れによる収入が1,000百万円あったものの、配当金の支払額が3,454百万円あったことによるものであります。

(2)事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間会計期間において、当社が事業上及び財務上対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

3 【重要な契約等】

当社は、2025年10月17日開催の臨時取締役会において、会社分割の方式により持株会社体制に移行するため、2025年10月1日に分割準備会社として設立した「株式会社ストライク分割準備会社(新商号:株式会社ストライク)」との間で吸収分割契約締結を承認することを決議し、同日に吸収分割契約を締結いたしました。当該吸収分割契約については2025年12月23日開催の定時株主総会において承認可決されております。詳細は、「第4 経理の状況 1 中間財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」をご参照ください。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	70,000,000
計	70,000,000

- (注) 1. 2025年12月23日開催の定時株主総会において、定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より10,000,000株増加し、70,000,000株となっております。
2. 2026年1月30日開催の取締役会決議により、2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施し、これに伴う定款変更により発行可能株式総数は140,000,000株増加し、210,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年5月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	19,203,000	57,609,000	東京証券取引所 プライム市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。
計	19,203,000	57,609,000		

- (注) 2026年1月30日開催の取締役会決議により2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。これにより、発行済株式総数は38,406,000株増加し、57,609,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2026年3月31日		19,203,000		823,741		801,491

- (注) 2026年1月30日開催の取締役会決議により2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。これにより、発行済株式総数は38,406,000株増加し、57,609,000株となっております。

(5) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総数 に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社K & Company	東京都千代田区大手町1丁目7番2号東京サンケイビル	5,250,000	27.34
荒井 邦彦	東京都練馬区	2,465,200	12.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号赤坂インターシティAIR	1,297,300	6.76
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	713,200	3.71
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区虎ノ門2丁目6番1号虎ノ門ビルズステーションタワー)	565,606	2.95
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目13番1号	552,500	2.88
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505044(常任代理人 株式会社みずほ銀行)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南2丁目15番1号品川インターシティA棟)	402,126	2.09
鈴木 伸雄	東京都渋谷区	390,000	2.03
金田 和也	東京都目黒区	372,800	1.94
大同生命保険株式会社(常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目2番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	348,000	1.81
計	-	12,356,732	64.35

(注) 2026年4月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記所有株式数については、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 200		
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,166,100	191,661	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 36,700		
発行済株式総数	19,203,000		
総株主の議決権		191,661	

(注) 1. 単元未満株式には、当社保有の自己株式38株が含まれております。
2. 2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式数及び議決権の数については、当該株式分割前の数値を記載しております。

【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ストライク	東京都千代田区大手町一 丁目2番1号	200		200	0.00
計		200		200	0.00

(注) 1 . 2026年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式数及び議決権の数については、当該株式分割前の数値を記載しております。

2 . 当社は、2026年4月1日付で株式会社ストライクから株式会社ストライクグループへ商号変更しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2025年10月1日から2026年3月31日まで)に係る中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第95条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年9月30日)	当中間会計期間 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,149,284	19,877,425
売掛金	696,987	447,663
その他	326,452	466,447
貸倒引当金	22,442	8,237
流動資産合計	21,150,281	20,783,299
固定資産		
有形固定資産	1,213,985	1,146,618
無形固定資産	6,083	4,785
投資その他の資産		
その他	2,395,000	2,517,144
貸倒引当金	2,200	2,200
投資その他の資産合計	2,392,800	2,514,944
固定資産合計	3,612,869	3,666,348
資産合計	24,763,151	24,449,647
負債の部		
流動負債		
買掛金	171,477	271,867
短期借入金		1,000,000
未払法人税等	803,350	911,689
契約負債	10,023	19,324
賞与引当金		1,355,487
その他	2,051,561	755,266
流動負債合計	3,036,412	4,313,635
固定負債		
その他	252,216	213,414
固定負債合計	252,216	213,414
負債合計	3,288,628	4,527,049
純資産の部		
株主資本		
資本金	823,741	823,741
資本剰余金	801,491	801,491
利益剰余金	19,824,264	18,218,295
自己株式	682	682
株主資本合計	21,448,815	19,842,846
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	25,706	79,751
評価・換算差額等合計	25,706	79,751
純資産合計	21,474,522	19,922,598
負債純資産合計	24,763,151	24,449,647

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
売上高	8,951,156	9,737,209
売上原価	3,709,790	4,162,292
売上総利益	5,241,365	5,574,917
販売費及び一般管理費	2,801,889	2,875,232
営業利益	2,439,476	2,699,684
営業外収益		
受取利息	8,148	21,406
受取配当金	80	92
受取損害賠償金	1,200	
その他	645	6,993
営業外収益合計	10,074	28,491
営業外費用		
投資事業組合運用損	9,461	18,555
営業外費用合計	9,461	18,555
経常利益	2,440,088	2,709,620
特別利益		
投資有価証券売却益	89,264	
特別利益合計	89,264	
税引前中間純利益	2,529,353	2,709,620
法人税、住民税及び事業税	1,005,513	836,493
法人税等調整額	215,831	22,599
法人税等合計	789,681	859,092
中間純利益	1,739,671	1,850,527

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	2,529,353	2,709,620
減価償却費	84,153	86,576
投資有価証券売却損益(は益)	89,264	
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,190	14,205
賞与引当金の増減額(は減少)	1,071,739	1,335,487
受取利息及び受取配当金	8,228	21,498
売上債権の増減額(は増加)	133,956	249,324
仕入債務の増減額(は減少)	107,945	100,390
未払金の増減額(は減少)	1,501,170	1,193,849
未払又は未収消費税等の増減額	393,697	95,809
その他	26,545	29,035
小計	1,743,250	3,185,072
利息及び配当金の受取額	8,228	21,498
法人税等の支払額	1,078,289	724,339
営業活動によるキャッシュ・フロー	673,190	2,482,231
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	103,504	14,976
投資有価証券の取得による支出	21,195	60,000
投資有価証券の売却による収入	110,000	
関係会社株式の取得による支出		30,000
貸付けによる支出		160,000
敷金及び保証金の差入による支出	100,385	34,058
敷金及び保証金の回収による収入	6,500	
その他	2,111	100
投資活動によるキャッシュ・フロー	110,697	299,134
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入		1,000,000
配当金の支払額	1,742,680	3,454,954
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,742,680	2,454,954
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,180,188	271,858
現金及び現金同等物の期首残高	18,358,964	20,149,284
現金及び現金同等物の中間期末残高	17,178,775	19,877,425

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
賞与引当金繰入額	140,096千円	254,005千円
給与手当	358,807千円	390,189千円
地代家賃	486,366千円	521,000千円
広告宣伝費	477,225千円	385,280千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	17,178,775千円	19,877,425千円
預入期間が3か月を超える 定期預金		
現金及び現金同等物	17,178,775千円	19,877,425千円

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年12月24日 定時株主総会	普通株式	1,747,453	91.00	2024年9月30日	2024年12月25日	利益剰余金

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年12月23日 定時株主総会	普通株式	3,456,497	180.00	2025年9月30日	2025年12月24日	利益剰余金

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間(自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、M & A 仲介事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
基本合意報酬	320,450	476,659
成約報酬	8,611,940	9,189,288
その他	18,766	71,261
合計	8,951,156	9,737,209

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 2024年10月1日 至 2025年3月31日)	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
(1) 1株当たり中間純利益	30円20銭	32円12銭
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	1,739,671	1,850,527
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る中間純利益(千円)	1,739,671	1,850,527
普通株式の期中平均株式数(株)	57,608,373	57,608,286

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 当社は、2026年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。このため、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり中間純利益」を算定しております。

(重要な後発事象)

(会社分割による持株会社体制への移行)

当社は、2025年12月23日開催の定時株主総会において承認可決されました吸収分割契約に基づき2026年4月1日を効力発生日として、株式会社ストライク(新商号：株式会社ストライクグループ)を吸収分割会社として、M & A 仲介事業に関する権利義務を吸収分割承継会社となる株式会社ストライク分割準備会社(新商号：株式会社ストライク)に承継することをもって、持株会社体制に移行いたしました。

1. 会社分割の概要

(1) 対象となった事業内容

M & A 仲介事業

(2) 会社分割の効力発生日

2026年4月1日

(3) 会社分割の法的形式

当社を吸収分割会社とし、当社100%子会社である株式会社ストライク分割準備会社（新商号：株式会社ストライク）を吸収分割承継会社とする吸収分割

(4) 会社分割後企業の名称

分割会社：株式会社ストライクグループ

(旧：株式会社ストライク)

承継会社：株式会社ストライク

(旧：株式会社ストライク分割準備会社)

(5) 持株会社体制への移行の背景・目的

当社は、「世界を変える仲間をつくる。」をミッションに掲げ、多くの魅力ある企業・事業を将来に継続、発展させていくことを目的として、主力のM & A 仲介事業の拡大及び周辺事業への展開を進めてまいりました。

今後、当社のさらなる事業拡大や企業価値向上のためには、機動的かつ柔軟な経営判断を可能にするグループ運営体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行いたしました。本件吸収分割は、かかる持株会社体制への移行の一環として行ったものであります。

これにより持株会社がグループ全体の経営戦略、M & A 戦略、ガバナンス強化などの推進を行い、事業会社は既存事業のさらなる成長及び新たな事業領域の拡大に集中することで、M & A のあらゆる過程を最適な体制で支援する総合コンサルティング企業を目指します。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2026年1月30日開催の取締役会決議に基づき、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割について

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

分割の方法

2026年3月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記録された株主の所有する当社普通株式1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	19,203,000株
今回の分割により増加する株式数	38,406,000株
株式分割後の発行済株式総数	57,609,000株
株式分割後の発行可能株式総数	210,000,000株

分割の日程

基準日公告日	2026年2月27日(金)
基準日	2026年3月31日(火)
効力発生日	2026年4月1日(水)

1 株当たり情報に及ぼす影響

1 株当たり情報に及ぼす影響については、「第4 経理の状況 1 中間財務諸表 注記事項」の(1株当たり情報)をご参照ください。

2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたしました。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は 70,000,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は 210,000,000株とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日 2026年4月1日

3. その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年5月14日

株式会社ストライクグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 根本 剛 光

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伏木 貞 彦

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ストライクグループ（旧社名 株式会社ストライク）の2025年10月1日から2026年9月30日までの第30期事業年度の中間会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ストライクグループ（旧社名 株式会社ストライク）の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。